

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーン

～学生アルバイト等のトラブル防止のために～

厚生労働省では、特に多くの新入学生がアルバイトを始める4月から7月までを、「アルバイトの労働条件を確かめよう！」キャンペーンとして、大学生等を対象に、以下の取組を実施しています。

学生等を対象とした相談対応

○若者相談コーナー

雇用環境・均等室、各労働基準監督署の総合労働相談コーナーに「若者相談コーナー」を設置し、学生等を対象とした相談を重点的に行います。

※労働相談については、学生以外の方でもご利用いただくことが可能です。

また、本キャンペーンが終了した後でも、学生の方が労働相談を行うことも可能です。

たとえば、こんなことでお悩みの場合にご利用ください。

- ・時給が面接で聞いた時の金額と違う
- ・一方的にシフトを変更させられてしまう。
- ・開店の準備や片付けの時間の給料がもらえない。
- ・休憩がもらえない。
- ・売れ残った商品の買い取りを強制される。
- ・代わりを見つけるまで、アルバイトをやめさせてくれない。

(URL)

https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/roudoukyoku/kanren_shisetsu/soumu1_inquiry.html

○労働条件相談ほっとライン

平日夜間や土・日・祝日に、時間外労働や賃金不払い等の相談に対し、専門の知識を持つ相談員が、相談対応や関係機関の紹介を行います。

・電話 0120-811-610

・開設時間

月曜日から金曜日 17時から22時

土・日・祝日 9時から21時

(URL)

https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/lp/hotline/?yclid=YSS.1000196326.EAIaIQobChMIo9LH9rCz9wIVlq2WCh1g6wG1EAAAYAiAAEgKn6PD_BwE

労働関係法令の周知

○確かめよう労働条件

労働関係法令の基礎知識や相談窓口の情報を提供しています。

また、労働関係法令の知識について、クイズを通して学習できるアプリ「労働条件（RJ）パトロール！」を提供しています。

(URL)

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

○「e-ラーニングでチェック！今日から使える労働法～Let's study labor law～」

スマートフォン等で、労働法を簡単に学ぶことができる若者向けの e-ラーニング教材です。

(URL)

<https://laborlaw.mhlw.go.jp/>

○アルバイトの労働条件を確かめよう！キャンペーンの実施について

(URL)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_32043.html